件延長登録を無効にすべき理由」、「４．むすび」のように項目を設けて記載する。

ハ　訂正審判を請求するときは、第46条の２第２項及び特許法第131条第３項に規定するところに従い、「１．設定登録の経緯」、「２．訂正事項」、「３．訂正の理由」のように項目を設けて記載し、請求項ごとに請求をする場合にあつては、請求項ごと（一群の請求項ごとに請求をする場合にあつては、当該請求項を含む一群の請求項ごと）に記載する。「３．訂正の理由」の欄は、明細書又は図面の訂正をする場合にあつては、請求項ごと（一群の請求項ごとに請求をする場合にあつては、当該請求項を含む一群の請求項ごと）に、明細書又は図面の訂正との関係を記載する。

７　審判請求前に証拠保全のための証拠調べが行われたときは、「審判事件の表示」の欄に「証拠○○○○－○○○○関連審判事件」のように証拠保全申立事件の表示を記載する。

８　第27条第３項の規定により国と国以外の者の共有に係る審判であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「８　証拠方法」の欄の次に「９　国以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「○／○」のように記載する。

９　その他は、様式第３の備考１から４まで、７、９から11まで及び14から16まで、様式第５の備考３、様式第55の２の備考６、様式第57の備考２から４まで、様式第61の備考３並びに様式第61の２の備考３及び５と同様とする。この場合において、様式第３の備考４中「「４　請求の内容」欄の次に「５　予納台帳番号」」とあるのは「「８　証拠方法」の欄の次に「９　予納台帳番号」」と、「「４　請求の内容」欄の次に「５　振替番号」」とあるのは「「８　証拠方法」の欄の次に「９　振替番号」」と、「「４　請求の内容」の欄の次に「５　指定立替納付」」とあるのは「「８　証拠方法」の欄の次に「９　指定立替納付」」と、「「４　請求の内容」の欄の次に「５　納付番号」」とあるのは「「８　証拠方法」の欄の次に「９　納付番号」」と、様式第５の備考３中「添付書類の目録」とあるのは「添付書類又は添付物件の目録」と読み替えるものとする。